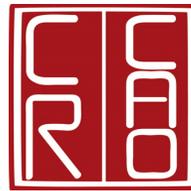




Université
Paris Cité



Centre
de recherche
sur les civilisations
de l'Asie orientale

心と法律 (慈悲から人権へ)

Anne-Lise Mithout

2025/03/14

Anne-Lise Mithout

LE CŒUR ET LE DROIT

Le handicap
dans la société japonaise




hermann
JAPON



愛の手帳

東京都療育手帳



われらは 愛と正義を 否定する



脳性マヒ者 横田弘と「青い芝」

横田弘
立岩真也
白井正樹

「あのね、人間に関して言えば、僕、どちらかというところ、信じている。ほうなんです。どこかで人間を信じてなければ障害者運動なんかできないですよ。」

障害児殺しの母親の減刑嘆願に異議を申し立て、養護学校の義務化に反対し、川崎バス闘争を闘ったその主張の真意は何か。優生思想を巡ってどのように考え、フェミニズムの運動と何を論争したのか…人生の最期の瞬間まで私たちに課題提起を行い続けた、脳性マヒ者、横田弘。その80年の生涯の実像に迫る！

生活書院

本研究のアプローチ

歴史社会学の視点

現在の社会現象の歴史を探って、いつ・どのような原因で形成されてきたを検討するアプローチ

昔の社会現象が全部消えてきたところか、ある形で現代社会に残る。

日本研究の視点

「日本文化」・「日本の伝統」をめぐる言説を脱構築するアプローチ

障害学の視点

「障害」は個人的・社会的・環境的な原因の相互作用からなる。

時代・社会文脈によって、「障害」の定義・影響が異なる。

第1章 1945年以前の障害者の歴史

1. 中世以前の障害者の位置～宗教的信念と慈善措置
2. 盲人の共同体と当道座の出現
3. 江戸時代における国家統制の強化
4. 近代化と障害者

第2章 障害者福祉の歴史～リハビリテーションからインクルージョンへ

1. 福祉国家建設時代におけるリハビリテーションと施設化の発展
2. 社会参加概念の出現へ
3. 新自由主義の時代におけるケアと福祉政策

第3章 「我々は愛と正義を拒否する」～ 障害者運動の発展

1. 障害者運動の初期～カテゴリーに基づく動員
2. 青い芝の会～優生思想に反対する運動
3. 青い芝の会の遺産～交差点的視点から人権を守る

第4章 教育制度における障害児の位置～支援と排除

1. 1945年以前の特殊教育～社会事業から国家総動員へ
2. 戦後から2000年代まで～特殊教育から統合教育へ
3. 21世紀の「特別支援教育」

第5章 個人の雇用可能性から職場の働きやすさへ

1. 二重の雇用システム
2. 就労支援事業所で働く
3. 一般企業で働く

本書の範囲の限定

(重要なのに) 触れないテーマ

仕事していない・運動にかかわっていない障害者の生活

メディア・大衆文化における障害者の表象

(フランスで日本のマンガ・アニメが人気であり、障害者を持つ若者たちもその影響を受ける)

日本における「障害」と「愛」の関係

1. 仏教の価値観による「慈悲」・「慈善」を起源とした公的扶助

戦後期まで、家族・村間での相互扶助が原則。公的扶助は親族のいない人に限定されていた。

浮浪・物乞いをする障害者が多かった。

明治維新以前、公的扶助を実現するにはお寺が重要な役割を果たしていた。

障害者=かわいそうな存在 / 救われる存在 / 寄付をもらう存在

障害のない人=慈悲をかける存在 / 救う存在 / 寄付をあげる存在

明治維新以降、国家による公的扶助の（遅い）発展

私的フィランソピー・キリスト教団体による慈善事業の発展

以前の役割分担があまり変わらなかった。

日本における「障害」と「愛」の関係

2. 家族愛

公的扶助が発展しても、親族間の扶助義務が強く強調される。

「家族」といっても、具体的に親族の面倒を見るのは女性。

明治時代: 「良妻賢母」・理想的な母親に関する言説が発展

明治時代以前の「イエ」と対照し、家庭内の「愛」が強調される。その「愛」の責任を持たせるのは女性。

「専業主婦」という理想が明治時代に現れて、戦後の高度経済成長期に広く実現される。

「家庭」の定義が変化して、人数が少なくなる。

「核家族」・「母親は自分の子どもを（一人で）育てるべきだ」というモデルが普及。

=> 「愛」の名で、ほとんど手伝いなく、障害者へのケアを行うのは母親の義務であるという考え方が強く強調される。

物理的・精神的な負担が過重で、障害者の親が運動を起こして、国家の援助を求める。

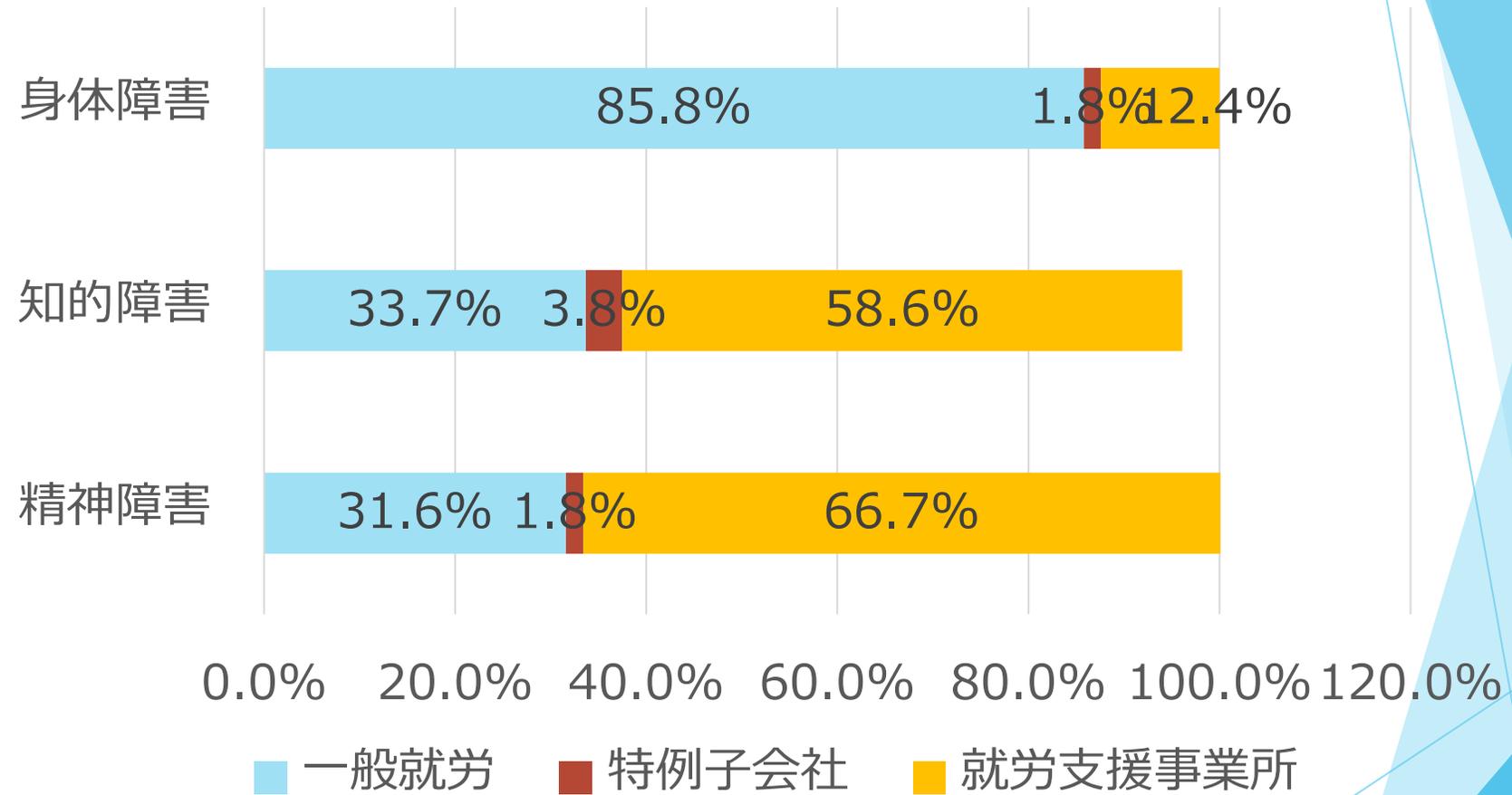
=> 当事者が運動を起こし、その「愛」のあり方を批判し、「愛」よりも「人権」を求める。

障害者の雇用について

一般就労		特例子会社	就労支援事業所		合計
56万3701人		3万1163人	44万9083人		104万3947
(54%)		(3%)	(43%)		(100%)
民間企業	公的機関		A型	B型	
49万9985人	6万3716人		8万9351	35万9732	
(47,9%)	(6,1%)		(8,5%)	(34,4%)	

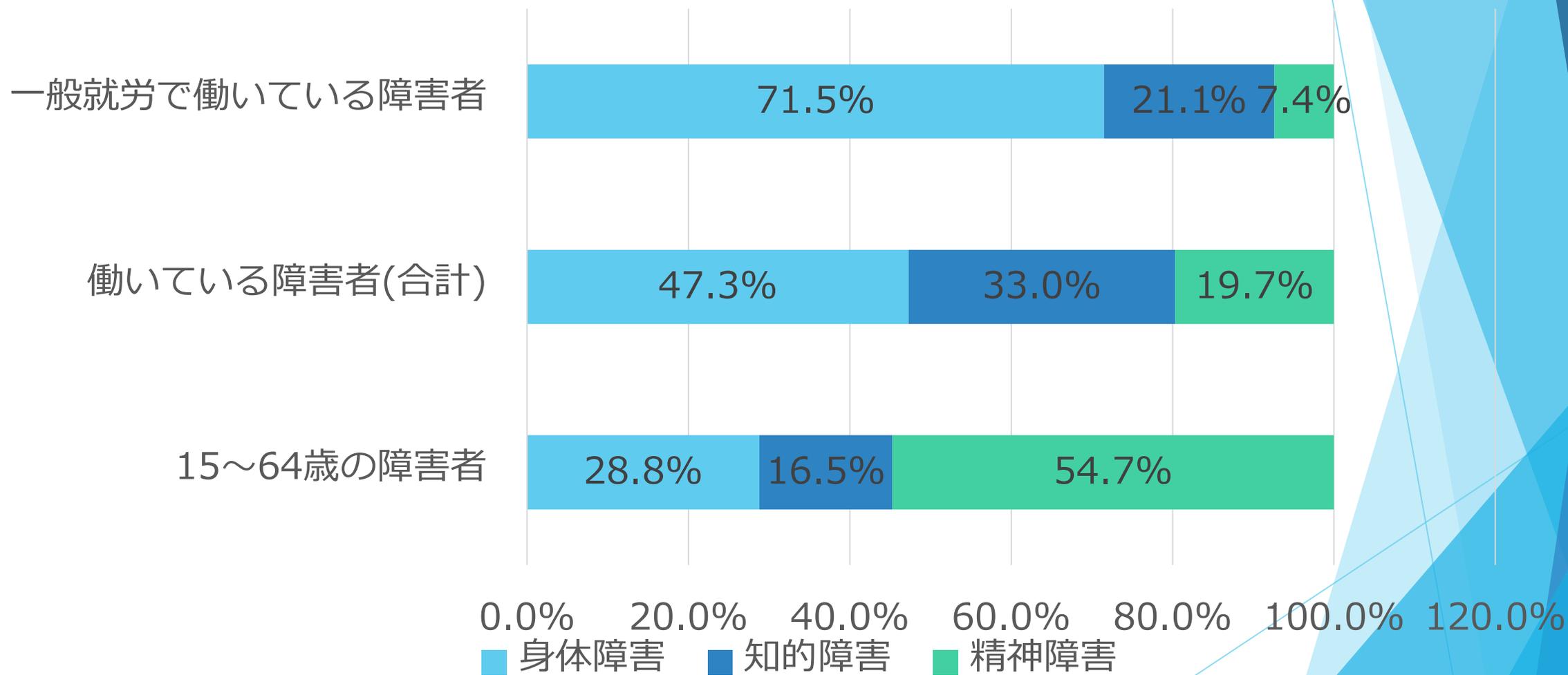
就労先による
障害を持つ労働者の分配 (2021)

障害者の雇用について



障害を持つ労働者の分配（就労先別・障害種別）(2017)

障害者の雇用について



障害者の雇用について

継続就労事業所

利用者の平月給

A型 8万1645円 B型 1万6507円 (1時233円)

⇒ 経済的な価値が高くない

非経済的な価値がある

- 働きやすい職場
- 社交性: 人間関係、地域参加
- 「働くこと」の象徴的価値: 「非生産性」という社会的スティグマを減らす

障害者の雇用について

障害を持つ有資格労働者に関する調査

Without Anne-Lise (2021), From equal access to employment to equal career opportunities ? Employment practices and work experiences of qualified disabled workers in Japan, *Alter - European Journal of disability research*, 15-4

15人へのインタビュー

研究主な結果：

正社員でも、キャリアアップが困難

昇進・ボーナスが否定される

同僚が信頼してくれなくて、業務の量が少ない

3つの反応

- 我慢
- 退職
- 仕事以外の活動で生きがいを見つける

結論

「障害」に関する研究には、社会科学の様々な研究分野（ジェンダー学・家族社会学・労働社会学等）をつなぐ必要がある。

これからの研究について

家族と一緒に暮らせない、社会的養護施設で育つ障害児の
ダブルな社会的不利

ご清聴、誠にありがとうございました。